

## 第2章 防災組織計画

### 第1節 組織計画

# 第2章 防災組織計画

## 第1節 組織計画

### 第2節 職員配置計画

## 第1節 組織計画

### 第1 御船町防災会議

本町の防災を総合的に推進するため、町長を会長として御船町防災会議条例第3条に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び地域防災計画を作成し、その実施の推進を図ると共に、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整に努めるものとする。

御船町防災会議委員は、次の機関から町長が任命する。

- |    |            |       |
|----|------------|-------|
| 1  | 指定地方行政機関   | 4人以内  |
| 2  | 知事部局職員     | 3人以内  |
| 3  | 警察         | 1人以内  |
| 4  | 教育         | 1人以内  |
| 5  | 上益城消防組合    | 1人以内  |
| 6  | 消防団        | 1人以内  |
| 7  | 自衛隊        | 1人以内  |
| 8  | 指定公共機関等の職員 | 5人以内  |
| 9  | その他の公共的機関  | 9人以内  |
| 10 | 町部局職員      | 17人以内 |

#### ◆御船町防災会議委員名簿

区分	役職名
会長	御船町 町長
副会長	御船町 副町長
指定地方行政機関 の職員	熊本森林管理署長
	国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 緑川上流出張所長
	熊本公共職業安定所 上益城出張所長
知事部内の職員	上益城地域振興局長
	上益城地域振興局 土木部長
	上益城教育事務所長
警察	御船警察署長
教育	御船町教育長
消防組合	上益城消防組合 上益城消防署長
消防団	御船町消防団長
自衛隊	陸上自衛隊第8師団第42即応機動連隊第1中隊長
指定公共機関等 の職員	九州電力送配電(株)熊本東配電事業所長
	熊本バス(株)中央営業所長

区分	役職名
	御船中央土地改良区理事長
	御船郵便局長
	西日本高速道路（株）九州支社熊本高速道路事務所長
	西日本電信電話（株）熊本支店設備部長
その他の公共的機関	御船町区長会長
	上益城農業協同組合 御船地区担当理事
	緑川森林組合 上益城事業所長
	御船町商工会長
	御船町地域婦人会長
	御船町民生委員・児童委員協議会長
	熊本県産業廃棄物協会 理事兼宇城支部副支部長
	株式会社麻生交通
	御船町管工事協同組合長
	御船町社会福祉協議会事務局長
町部局内の職員	総務課長
	秘書政策室長
	危機管理防災課長
	まちづくり課長
	町民税務課長
	福祉課長
	こども未来課長
	健康づくり保険課長
	農業振興課長
	商工観光課長
	建設課長
	環境保全課長
	会計課長
	議会事務局長
	学校教育課長
	社会教育課長
	危機管理防災係長
オブザーバー	九州農政局地方参事官（熊本県担当）
	御船町議会議長
	御船町議会副議長

## 第2 水防管理団体（水防本部）

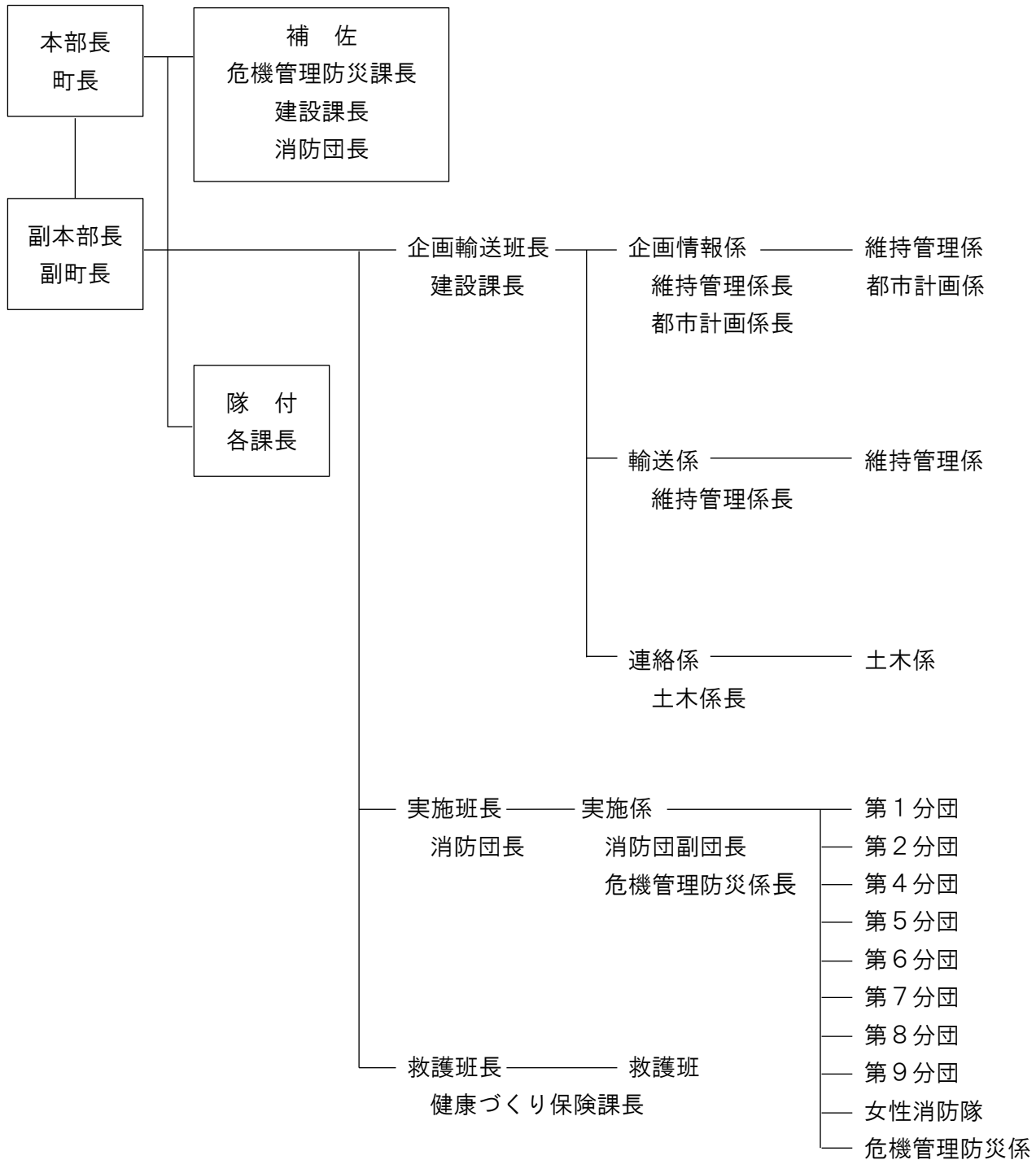
町は、水防法第10条の規定により、関係機関から気象予報の通知があつて町長が水防の必要を認めたとときから、洪水の危険が解消されるまでの間、水防本部を設置し、水防活動に従事するものとする。

なお、水防本部の組織編成は次に示すとおりとする。

## 第2章 防災組織計画

### 第1節 組織計画

#### ◆御船町水防本部の組織図



## 第3 災害警戒本部（地震）

町域において地震等の災害が発生した場合において、その災害の程度が御船町災害対策本部を設置するに至らない場合であっても、必要に応じて設置する。

災害警戒本部は、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整あるいは軽微な災害に対する応急措置を行うとともに、災害の状況に応じて、速やかに災害対策本部に移行できる体制を整えておくことを目的とする。

### 1 設置基準

警戒本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、危機管理防災課長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 気象庁発表による震度4以上の地震が、町域に発生した場合
- (2) 火災、爆発、放射線物質の大量放出、航空機の墜落等で災害が発生した場合
- (3) (2)に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

## 2 事務分掌

- (1) 地震情報等の収集・伝達
- (2) 県及び関係機関への被害状況の伝達
- (3) 町域の被害情報の収集
- (4) 町民等への地震情報の伝達

## 3 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部長は、災害の危険が解消されたと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。ただし、局地的な災害が発生した場合や、震度5弱以上の地震が発表された場合又は長周期地震動階級3が発表された場合など、災害が拡大する恐れがある場合、町長の判断により災害対策本部へ移行する。

## 第4 災害対策本部

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害発生のおそれがあるとき、又は災害時における防災活動を強力に推進するため災害対策本部を設置する。

なお、御船町災害対策本部の設置組織及び編成は、「御船町災害対策本部運営要綱」に定めるところによる。

### 1 設置基準

本部長は、次の場合において本部の設置を指示するものとする。職員は自主登庁となる。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合、又は長周期地震動階級4が発表された場合（自動設置）
- (2) 特別警報（ただし、地震動に関する特別警報を除く。）が発表された場合（自動設置）・災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とするとき。
- (3) 県災害対策本部が設置を指示した場合
- (4) 前記(1)のほか、激甚災害で特に応急対策を実施する必要があるとき。

### 2 組織

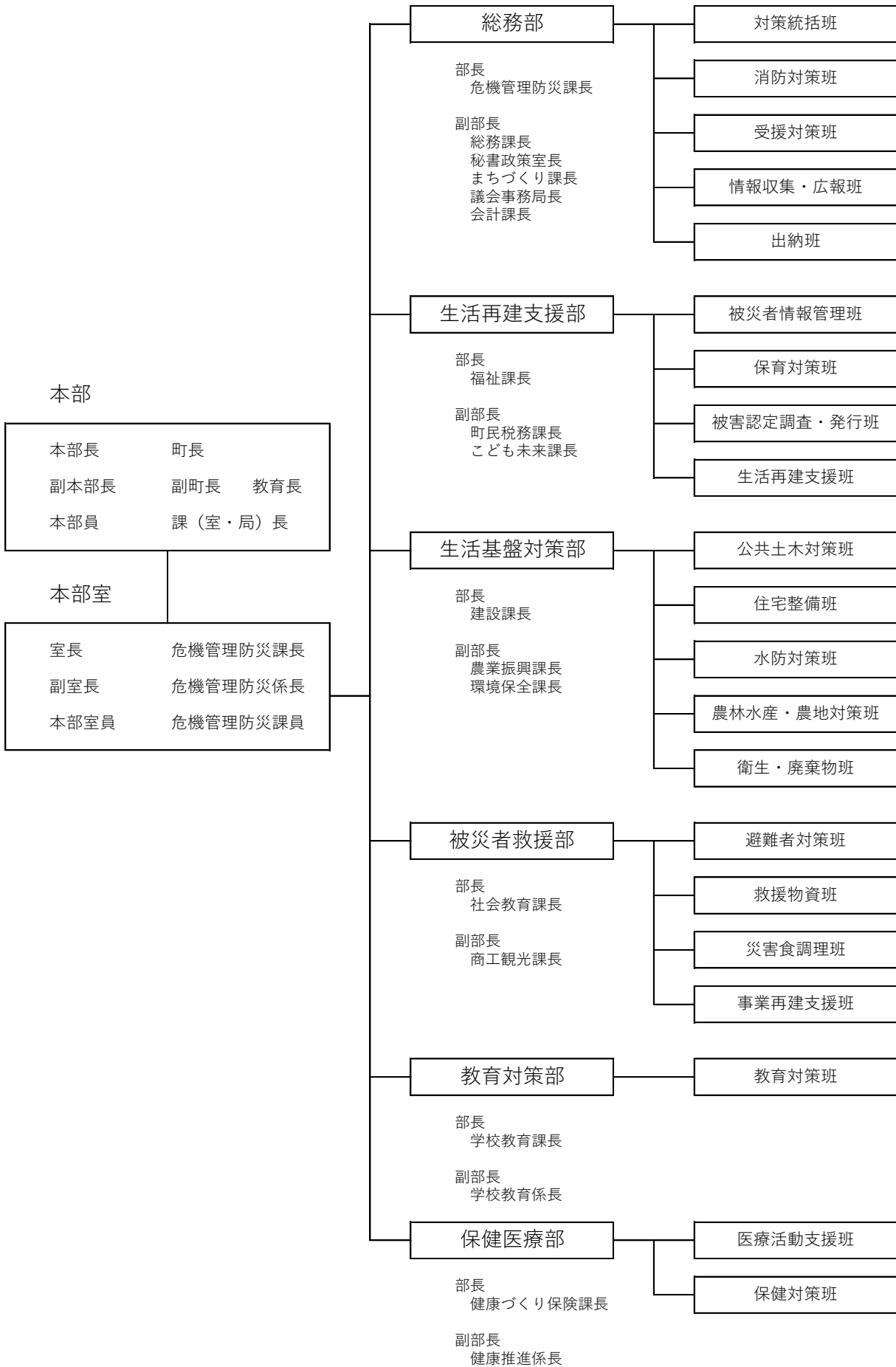
御船町災害対策本部の組織は次のとおりである。

- (1) 本部長（町長）
- (2) 副本部長（副町長、教育長）
- (3) 本部室（危機管理防災課）

# 第2章 防災組織計画

## 第1節 組織計画

### ◆御船町災害対策本部の組織図



3 事務分掌

対策部名	各班名	分掌事務	所管課	
本部室	本部室	1 本部会議の設置及び廃止に関する事項 2 災害応急措置業務の指揮命令に関する事項 3 各部の分掌事務に関する事項	危機管理防災課	
		1 職員の安否確認に関する事項 2 職員の招集に関する事項 3 執務被害の情報収集及び応急措置に関する事項 4 災害対策経費の取りまとめに関する事項 5 災害対策予算の集約及び編成に関する事項		総務課
総務部	対策統括班	6 各部及び関係機関との連絡調整に関する事項 7 防災行政無線の運営及び管理に関する事項 8 避難所の情報収集及び応急対策に関する事項 9 交通安全施設の被災情報の収集及び応急対策に関する事項 10 防犯施設の被災情報の収集及び応急対策に関する事項 11 避難者への食料供給に関する事項 12 自主防災組織との連絡調整及び情報共有に関する事項 13 他班に属さない事項、並びに本部長の指示に関する事項	危機管理防災課	
		14 御船町議会災害対策会議との連絡調整及び情報共有に関する事項		議会事務局
		1 消防団の掌握及び指揮に関する事項 2 災害救助及び救出に関する事項		危機管理防災課
	受援対策班	1 災害業務受援の需要調査、要請及び配置に関する事項 2 業務受援品の需要調査、要請及び供給に関する事項 3 災害対応燃料の確保に関する事項 4 自衛隊等の派遣要請に関する事項 5 災害応援協定締結団体等への応援要請に関する事項	総務課	
	情報収集・広報班	1 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事項	総務課	
		2 災害の情報収集に関する事項 3 災害情報の公表に関する事項 4 報道等機関への対応に関する事項 5 その他災害の広報に関する事項 6 災害日誌及び災害記録に関する事項 7 災害写真に関する事項	秘書政策室 まちづくり課	
		1 義援金の出納保管に関する事項 2 災害救助金の出納保管に関する事項 3 応急対策需要品の購入及び出納に関する事項	会計課	

## 第2章 防災組織計画

### 第1節 組織計画

対策部名	各班名	分掌事務	所管課	
教育対策部	教育対策班	1 児童・生徒の安否情報等及び帰宅に関する事項	学校教育課	
		2 児童・生徒の被災情報の収集に関する事項		
		3 教育委員会所管の被災情報収集に関する事項		
		4 町立学校等との連絡調整に関する事項		
		5 町立学校等の被災情報の収集及び応急対策に関する事項		
		6 学校保健及び学校給食に関すること		
		7 給食センターによる炊出し応援に関する事項		
		8 災害食調理に係る関係機関との連絡調整に関する事項		
		9 児童・生徒等の応急教育対策に関する事項		
		10 その他教育委員会事務局の所掌事務に係る災害予防及び災害 応急対策に関する事項		
被災者救援部	災害食調理班	1 給食センターの被害状況の把握に関する事項 2 災害食材料の調達に関する事項 3 災害食の調理及び搬送に関する事項 4 災害食調理に係る関係機関との連絡調整に関すること	社会教育課	
	避難者対策班	1 社会教育施設の被災情報の収集及び応急対策に関する事項 2 婦人会との連絡調整及び被害情報収集に関すること 3 避難所の確保、開設及び連絡調整に関する事項 4 避難者の誘導に関する事項 5 その他教育委員会事務局の所掌事務に係る災害予防及び災害 応急対策に関する事項		
	救援物資班	1 救援物資の受け入れに関する事項 2 救援物資の保管・集積に関する事項 3 物資の需要、供給及び輸送に関する事項 4 飲料水の供給に関すること		商工観光課
	事業再建支援班	1 商工業の被害調査に関する事項 2 事業者の再建支援に関する事項		
生活基盤対策部	公共土木対策班	1 町道等の被災情報収集及び応急対策に関する事項 2 道路情報の収集及び交通途絶時の迂回路の設定に関する事項 3 土木関連業者との連絡調整に関する事項 4 被災建物の応急危険度判定に関する事項 5 町道等に隣接する塀等に関する事項	建設課	
	住宅整備班	1 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事項 2 住家等の応急修繕に関する事項 3 仮設住宅の整備・維持管理に関する事項 4 災害公営住宅の整備・維持管理に関する事項 5 仮設住宅の情報収集及び斡旋に関する事項		
	水防対策班	1 河川の情報収集及び災害対策に関する事項 2 砂防、地すべり、急傾斜の災害予防及び災害応急対策に関する事項		

対策部名	各班名	分掌事務	所管課
	農林水産・農地対策班	1 農林業用施設の被災情報の収集及び応急対策に関する事項 2 ダム操作の適正化に関する事項 3 へい獣の防疫及び処理等に関する事項（口蹄疫・鳥インフルエンザ等） 4 農地及び農作物の被災状況の調査に関する事項	農業振興課
	衛生・廃棄物班	1 上水道施設の被災情報の収集及び応急対策に関する事項 2 下水道施設の被災情報の収集及び応急対策に関する事項 3 給水車等の手配及び給水に関する事項 4 し尿等の衛生管理、施設確保及び仮設トイレ等の設置に関する事項 5 災害廃棄物及び一般廃棄物に関する事項 6 被災家屋の公費解体に関する事項	環境保全課
生活再建支援部	生活再建支援班	1 被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関する事項 2 生活再建支援の広報に関する事項 3 被災者の相談・問い合わせに関する事項 4 義援金品の受付及び配分に関する事項 5 地域支え合いセンターに関する事項 6 被災者再建支援金支給に関する事項 7 災害救助法に基づく諸対策に関する事項 8 社会福祉協議会との連絡調整に関する事項 9 災害ボランティアとの連絡調整に関する事項 10 見舞金品等の受付及び配分に関する事項 11 災害援護資金の貸付等災害援護に関する事項 12 災害救助費等予算に関する事項 13 災害救助法関係報告事務に関する事項 14 災害弔慰金及び災害見舞金に関する事項 15 災害援護資金に関する事項	福祉課
	被災者情報管理班	1 避難行動要支援に関する事項 2 福祉避難所の開設及び確保に関する事項	町民税務課
		3 救助情報及び安否情報の収集に関する事項 4 災害派遣等従事車両証明書の発行に関する事項 5 被災証明の受付及び発行に関する事項	
	被害認定調査・発行班	1 固定資産の被災認定調査に関する事項 2 罹災証明書の申請受付及び発行に関する事項 3 町税等の減免に関する事項 4 被災者台帳の作成及び提供に関する事項	町民税務課
	保育対策班	1 園児及び職員の安否確認に関する事項 2 保育園等の被災情報の収集及び応急対策に関する事項 3 避難所の確保に関する事項 4 保育料等の減免に関する事項	こども未来課



## 第2章 防災組織計画

### 第1節 組織計画

対策 部名	各班名	分掌事務	所管課
保健 医療部	医療活動支 援班	1 医療救護活動に関する事項 2 医療支援団体等との連絡調整に関する事項 3 病院、その他医療機関との連絡調整に関する事項 4 救護所の確保及び運営に関する事項 5 重傷病・軽傷病者等の情報管理に関する事項	健康づくり 保険課
	保健対策班	1 感染症対策に関する事項 2 感染症（疑い）患者発生時の蔓延防止対策に関する事項 3 食中毒対策に関する事項 4 避難者の健康支援に関する事項 5 避難者の栄養管理及び食の要支援者に関する事項 6 感染症等離隔避難所の開設及び確保に関する事項	

#### 4 設置場所

災害対策本部は、町役場3階災害対策本部室に設置する。

災害により本庁舎が使用不能となった場合等は、次の代替施設に設置する。

- ・第1位 御船町カルチャーセンター
- ・第2位 御船町スポーツセンター

#### 5 災害対策本部会議

災害対策本部会議は本部長を町長とし、御船町災害対策本部運営要綱第3条に規定する副本部長及び本部員をもって構成する。

本部会議は、次の事項について協議する。

- (1) 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項
- (2) 自衛隊の派遣要請に関する事項
- (3) 災害救助法の発動に関する事項
- (4) その他防災上重要な事項

#### 6 廃止の時期

本部長は、町内の地域において災害が発生する恐れ、若しくは拡大する恐れがなくなったと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは本部を廃止する。

#### 7 本部設置の公表通知

本部長は、災害対策本部を設置した場合においては、第1章第2節に掲げる防災関係機関に通知するとともに、広報車等により住民に公表する。

## 第5 御船町の災害対策系統

### 1 御船町の災害対策本部と防災関係機関との協力系統

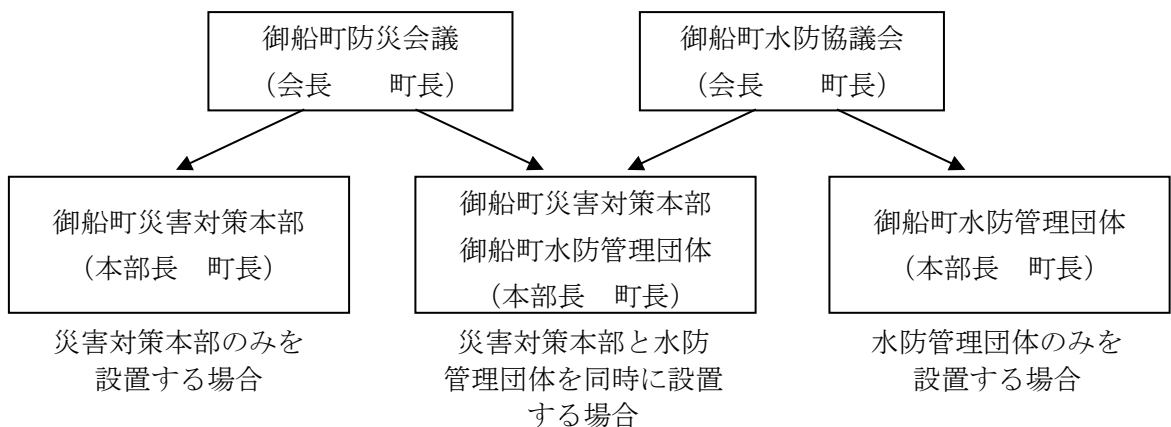
御船町の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合には、町長は必要に応じ御船町災害対策本部を設置して防災の推進を図る。

なお、御船町の防災会議を構成する関係機関は町内における災害対策の総合かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図ると共に、積極的に応急対策活動に努める。

### 2 御船町災害対策本部と御船町水防管理団体との相互関係

御船町災害対策本部と御船町水防管理団体との相互関係災害の種類は、暴風雨、豪雨、洪水、地震（災対法第2条）であるが、これらに対処するための組織として災害対策基本法に基づく御船町災害対策本部と、主として水災に対処するための水防法に基づく御船町水防管理団体とがあるが、これらの相互関係については、災害対策の一元的推進を図る観点から、町長においてはその設置運営を統制する。

災害対策本部と水防管理団体との相互関係は次の通りである。



### 3 災害対策本部運営要領等の作成

災害等の発生又は発生のおそれがあり、災害警戒本部又は災害対策本部等が設置された場合、迅速かつ的確に行動できるよう、具体的な対応をとりまとめた災害対策本部運営要領等（災害警戒本部・災害対策本部行動マニュアルなど）を作成するものとする。

なお、当該運営要領等については、災害対策本部活動や訓練等を通じて検証を行い、適宜見直すものとする。

## 第2節 職員配置計画

### 第1 職員配置体制の整備

災害が発生する恐れ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、職員の一部又は全部が直ちに応急措置に従事し、活動できるようにあらかじめ体制を定め、職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するように努めるものとする。

※災害対策本部室においては、線状降水帯の発生をはじめとする大雨や洪水への早期警戒体制の確立のため、別途基準を定める。

### 第2 職員の配置

#### 1 災害発生の恐れがある場合の配置

##### (1) 危機管理防災課長の指示による配置

危機管理防災課長は、次の気象業務法に基づく予警報の発表、通報若しくは指示があったときは、必要に応じて関係課長を招集（防災対策会議を開催）し、情報を検討のうえ職員を必要に応じて応急措置のために配置し、気象予報伝達計画に基づき、情報の収集及び災害活動に当たらせるものとする。各課長は所属職員の応急措置に関する分掌事務及び職員待機要領をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底しておくものとする。

- ① 災害発生の恐れがある警報が気象台から発表されたとき。
- ② 地震の危険が予知され、これらに関する情報が発表されたとき。
- ③ 災害発生の恐れがある異常気象の通報が県からあったとき。
- ④ その他、町長が必要と認め指示したとき。
- ⑤ 災害発生の恐れのある注意報又は警報とは、暴風、大雨、洪水、大雪のいずれか1つ以上発表された場合とする。なお、注意報及び警報の定義は、第4章「災害応急対策計画」第3節「気象予警報等伝達計画」に定めるものとする。

(2) 災害に関する警報等の情報を受けた者（警備員、日直を含む）は、勤務時間中であるか否かを問わず、直ちに危機管理防災課長に連絡しなければならない。

#### 2 災害発生時における配置

- (1) 職員は災害が発生した場合には進んで上司と連絡をとり、自主的に参集することを定め、応急対策に従事するものとする。
- (2) 関係課長は、災害が発生した場合は、所属職員の一部又は全部を指揮監督して応急措置に従事するほか、町長又は上司の命があった場合直ちに活動し得る体制を整えておくものとする。

#### 3 配置職員の招集方法

職員の招集又は連絡に当たっては最も迅速かつ確実な方法（電話等）によるものとする。

#### 4 配置の解除

災害応急措置等の配置体制の解除は、危機管理防災課長が指示する。

### 第3 消防団の出動基準

次の場合において、町長は消防団長に対して、消防団の出動を指示するものとする。

- 1 災害対策本部を設置したとき。
- 2 1以外の場合であって災害の発生する恐れ、又は災害が発生した場合で応急措置を要するとき。
- 3 消防団長は町長の指示を受けた場合、災害状況に応じて消防団員を出動招集する。

### 第4 災害対策本部設置前の配置体制

#### 1 警戒体制

気象業務法に基づく災害に関する警報（前述第2に示す警報）が1つ以上発表されたとき、又は災害が発生する恐れがある場合、若しくは災害が発生した場合は、次表に示す職員配置を実施し、警報伝達、災害情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施に当たるものとする。

#### ◆警戒体制

第1警戒体制		第2警戒体制		第3警戒体制	
警報発表前 災害が発生する恐れ のある注意報発表時		避難所 1箇所開設かつ 警戒レベル3 高齢者等避難発令 (見込含)		避難所3箇所以上の開設を想定 警戒レベル4 避難指示発令 (災害対策本部設置の準備)	
課名	人数	課名	人数	課名	人数
		総務課	1人	総務課	2人
危機管理防災課	2人	危機管理防災課	3人	危機管理防災課	3人
		秘書政策室又は まちづくり課	1人	秘書政策室	1人
		福祉課	1人	まちづくり課	1人
		農業振興課	3人	福祉課	1人
		建設課	5人	農業振興課	3人
		環境保全課	2人	建設課	5人
		健康づくり保険課	1人	環境保全課	2人
		社会教育課	1人	健康づくり保険課	1人
				社会教育課	1人
				町民税務課	1人
				商工観光課	1人
				直近防災業務経験者	1人

## 第2章 防災組織計画

### 第2節 職員配置計画

#### 第5 災害対策本部設置後の配置体制

災害諸対策を強力かつ迅速に推進するため、次により職員の配置を実施するものとする。

##### 1 配置体制の基準

区分	配置時期	配置内容
第1配置 (50名)	イ 局地的な災害が発生した場合。 ロ その他必要により、本部長が当該配置を指示したとき。	予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防救助活動が円滑に行いうる体制とする。
第2配置 (100名)	イ 局地的な災害が発生し、更に災害が発生する恐れがある場合 ロ 特別警報（大津波警報以外）が発表された場合（自動設置） ハ その他必要に応じ本部長が当該配置を指示したとき。	第1配置により難しい場合で、直ちに災害応急対策活動を開始できる体制とする。
第3配置 (全員)	イ 広域にわたる災害が発生し、特に被害が甚大なとき。 ロ 本部長が当該配置を指示したとき。	全職員をもって充てるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策が強力に推進できる体制とする。

##### 2 配置体制の要員

前記1の第1配置体制、第2配置及び第3配置の各体制下における職員の配置要員は、概ね次の通りである。

なお、各対策部等における分掌事務は、本章第1節「組織計画」に定めるとおりである。

##### ◆災害対策本部設置後の配置体制及び配置要員

対策部名	班 員	配置要員の数		
		第1配置	第2配置	第3配置
総務部	危機管理防災課	4名	6名	全員
	総務課	4名	7名	〃
	秘書政策室	1名	2名	〃
	まちづくり課	1名	2名	〃
	議会事務局	1名	2名	〃
	会計課	1名	2名	〃
教育対策部	学校教育課	1名	2名	〃
被災者救援部	学校教育課	1名	2名	〃
	社会教育課	3名	6名	〃
	商工観光課	2名	4名	〃
生活基盤対策部	建設課	5名	12名	〃
	農業振興課	5名	11名	〃

対策部名	班 員	配置要員の数		
		第1配置	第2配置	第3配置
	環境保全課	4名	8名	〃
生活再建支援部	福祉課	5名	11名	全員
	町民税務課	5名	10名	〃
	こども未来課	2名	4名	〃
保健医療部	健康づくり保険課	5名	9名	〃
合 計		50名	100名	全員

## 第6 職員の応援

災害対策基本法第68条による県知事に対する職員の応援の要請は、出先機関を通じて必要とする職員数、資材、器材の数量を要請するものとする。

## 第7 職員の派遣

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、町長は地方自治法第252条の17（職員の派遣）及び災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）の規定により他の地方公共団体、又は国の機関の職員の派遣を要請することができ、災害対策基本法第30条（職員の斡旋）の規定により、職員の派遣の斡旋を求めることができるものとする。

### 1 町における措置

災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けたときの取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条（派遣職員の身分取扱い）の規定により、災害時における派遣職員の円滑な受け入れを図り、もって応急措置の実施促進を図るものとする。

### 2 災害派遣手当

災害時における職員の派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、総務大臣が定める基準に従い、町の条例で定める額とする。

### 3 派遣職員に対する給与及び経費の負担

- (1) 国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、災害対策基本法施行令第18条による。
- (2) 県から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、地方自治法第252条の17による。